

公 告

令和8年2月24日

防火管理講習の実施に関する件

「防火管理に関する講習の実施細目」（昭和62年消防庁告示第1号）第3の条項により、講習の日時、場所等について公告します。

広島市消防長 貞森 英樹

1 講習実施日

(1) 令和8年度甲種防火管理新規講習及び乙種防火管理講習

| 種別等 | 講習日 | | 種別等 | 講習日 | |
|--------------|------------------|------------------|--------------|-------------------|-------------------|
| | 1日目 | 2日目 | | 1日目 | 2日目 |
| 甲・乙 第547回 | 令和8年 4月9日(木) | 令和8年 4月10日(金) | 甲・乙 第557回 | 令和8年 10月22日(木) | 令和8年 10月23日(金) |
| 甲・乙 第548回 | 令和8年 4月15日(水) | 令和8年 4月16日(木) | 甲・乙 第558回 | 令和8年 11月25日(水) | 令和8年 11月26日(木) |
| 甲・乙 第549回 | 令和8年 5月13日(水) | 令和8年 5月14日(木) | 甲・乙 第559回 | 令和8年 12月1日(火) | 令和8年 12月2日(水) |
| 甲・乙 第550回 | 令和8年 6月11日(木) | 令和8年 6月12日(金) | 甲・乙 第560回 | 令和8年 12月17日(木) | 令和8年 12月18日(金) |
| 甲・乙 第551回 | 令和8年 7月1日(水) | 令和8年 7月2日(木) | 甲・乙 第561回 | 令和9年 1月16日(土) | 令和9年 1月17日(日) |
| 甲・乙 第552回 | 令和8年 7月16日(木) | 令和8年 7月17日(金) | 甲・乙 第562回 | 令和9年 1月28日(木) | 令和9年 1月29日(金) |
| 甲・乙 第553回 | 令和8年 8月3日(月) | 令和8年 8月4日(火) | 甲・乙 第563回 | 令和9年 2月9日(火) | 令和9年 2月10日(水) |
| 甲・乙 第554回 | 令和8年 8月17日(月) | 令和8年 8月24日(月) | 甲・乙 第564回 | 令和9年 2月18日(木) | 令和9年 2月19日(金) |
| 甲・乙 第555回 | 令和8年 9月3日(木) | 令和8年 9月4日(金) | 甲・乙 第565回 | 令和9年 3月3日(水) | 令和9年 3月4日(木) |
| 甲・乙 第556回 | 令和8年 9月15日(火) | 令和8年 9月16日(水) | 甲・乙 第566回 | 令和9年 3月17日(水) | 令和9年 3月18日(木) |

(甲種防火管理新規講習については2日間、乙種防火管理講習は1日目のみの講習)

(2) 令和8年度甲種防火管理再講習

| 種別等 | 講習日 | 種別等 | 講習日 |
|--------|---------------|--------|----------------|
| 甲再第85回 | 令和8年 5月28日(木) | 甲再第87回 | 令和8年 11月27日(金) |
| 甲再第86回 | 令和8年 8月19日(水) | 甲再第88回 | 令和9年 3月1日(月) |

2 講習場所

- 名称
広島市総合防災センター
- 所在地
広島市安佐北区倉掛二丁目33番1号

3 講習時間

| 区分 | | 受付時間 | 講習時間 |
|------|----------------|---------------------|--|
| 新規講習 | 講習事項の一部免除者以外の者 | 8時40分から 9時20分まで | 1日目 9時30分から16時40分まで 2日目 9時30分から16時40分まで |
| | 講習事項の一部免除者 | 8時40分から 10時30分まで | 1日目 10時50分から16時40分まで 2日目 10時40分から16時40分まで |

| | | |
|-----------|----------------------|------------------|
| 乙種防火管理講習 | 8時40分から 9時20分まで | 9時30分から16時40分まで |
| 甲種防火管理再講習 | 13時30分から 13時50分まで | 14時00分から16時25分まで |

* 講習事項免除者とは、消防設備点検資格者講習を修了し免状の交付を受けている者又は、自衛消防業務講習の修了者で、講習事項の一部免除（免除事項は両日1時限目とし、内容としては防火管理の意義と制度とする。）を希望する者で、当該免除申請書を提出した者

4 1 講習当たりの受講者数

- (1) 甲種防火管理新規講習及び乙種防火管理講習
原則、併せて80名を上限とする。
- (2) 甲種防火管理再講習
原則、50名を上限とする。

5 受講修了証

- (1) 甲種防火管理新規講習及び乙種防火管理講習の課程を修了した者には、修了証を交付する。
- (2) 甲種防火管理再講習の課程を修了した者には、修了証と引替えに、甲種防火管理再講習修了証を交付する。

6 受講申請及び受講要領

- (1) 受講者の要件
広島市消防局管轄区域内（広島市、海田町、坂町、熊野町、安芸太田町、廿日市吉和地区）に居住又は勤務する者で、原則、防火管理者として選任される予定である者（又は選任されている者）
- (2) 受講申請について
ア 申請方法
受講希望者は、原則、広島県・市町共同利用型電子申請システム（電子申請）により申請を行い、申請期限は各講習1日目の2週間前までとする。
イ 必要書類
(ア) 甲種防火管理新規講習を受講する者で、講習事項の一部免除を希望する場合は、該当の免状又は修了証をデジタルカメラ等で撮影し、保存した画像ファイルをアップロードして申請する。
(イ) 甲種防火管理再講習を受講する者は、甲種防火管理（新規又は再）講習の修了証をデジタルカメラ等で撮影し、保存した画像ファイルをアップロードして申請する。
(ウ) 修了証に旧姓の併記を希望する者は、旧姓が確認できる公的機関が発行した文書（旧姓が記載された住民票、運転免許証等）をデジタルカメラ等で撮影し、保存した画像ファイルをアップロードして申請する。
- (3) 申請を受理した消防局予防課は、申請内容を確認後、受講希望者へ受講決定についてメール送信する。
- (4) 講習当日に本人確認を行うため、運転免許証等の顔写真付き本人確認書類を受付時に提示する。顔写真付き本人確認書類を持っていない場合は、各種資格確認書（健康保険）、年金手帳等の本人確認書類を2点提示することにより本人確認を行う。
- (5) 受講者は、講習に必要なテキスト代を受付で支払うことと引き換えに、テキストを受領する。
- (6) やむを得ず電子申請が利用できない場合は、消防局予防課へ電話により受講の予約を行い、最寄りの消防署、出張所で受講申請書、講習の手引きを受け取り、講習当日に持参すること。

7 問合せ先

広島市消防局予防部予防課
 広島市中区大手町五丁目20番12号
 電話（082）546-3476